

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年4月14日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 4/14

- 4月14日、イスラエル保健省は行動制限を含む追加の感染防止措置を発表しました。同措置のうち、邦人の皆様の生活に大きく影響する主な内容を以下のとおりお知らせします。
- 今後も更なる追加措置がとられる可能性が考えられます。既に実施されている措置の詳細の確認とともに、イスラエル当局等からの最新情報の入手に努めてください。

(新たな措置の主な内容：イスラエル保健省発表)

- 1 4月14日17時から16日朝5時まで、都市間の移動を禁止。居住地区内で食料品の調達、生活に不可欠なサービスの利用ができない場合を除いて、居住地区を離れてはいけません。
- 2 自宅から公共エリアへの外出は短時間及び100m以内に限る。
- 3 4月15日19時から16日早朝2時までの間、スーパーマーケット等の食料品店を除いた食料品販売の営業禁止。
- 4 デリバリーサービスは引き続き営業可能。
- 5 4月13日20時から16日朝5時までの間、全ての公共交通機関（国際旅客便を含む。）の運行を停止（ただし、運輸大臣及び内務大臣の事前の許可がある場合は、この限りではない。）。
- 6 これらの制限は、住民の多くがユダヤ系でない地区には適用されない。

(追加措置全文)

保健省発表

<https://t.me/MOHreport/3958>

首相府プレスリリース

https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_statement_mimuna140420

【参考情報】

(イスラエル保健省)

英語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

<https://t.me/s/MOHreport>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>